

ISO認証取得経費助成

助成額 最大 **60万円**

※対象経費の2/3以内で上限60万円となります。
※申請件数等を考慮し、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

申請期間 令和4年9月1日（木）～ 令和4年9月30日（金）午後5時必着

対象者

次の（1）～（7）に掲げる要件全てを満たすこと。

- （1）中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有すること。個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。（税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印のあるもの）により、品川区内所在等が確認できること。）
- （2）みなし大企業でないこと。なお、みなし大企業とは次の①～④に掲げる要件のいずれかに該当する企業をいう。
 - ① 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の1/2以上を単独に所有又は出資している企業。
 - ② 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資している企業。
 - ③ 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している企業。
 - ④ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。
- （3）品川区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。（基準日：申請締切日）
- （4）法人住民税および法人事業税（個人の場合は個人事業税および住民税）を滞納していないこと。
- （5）品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- （6）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制の対象でないこと。
- （7）品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有さないこと。

対象認証

ISO 9001、ISO 14001、ISO 27001

対象経費

上記のISO認証新規取得のための、①内部監査員養成等を目的とした講座・研修受講費用、②コンサルティング費用、③審査費用のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に支払が完了するもの。

助成金額

対象経費の2/3以内かつ上限60万円

※申請件数等を考慮し、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

申請方法

申請については、下記のオンライン申請または書類提出にて受け付けます。

① オンライン申請

商業・ものづくり課ホームページ「品川区中小企業支援サイト」より、申請して下さい。

URL https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu_2/814.html

※ポータルサイトより仮登録をしていただきます。

② 書類提出による申請

下記「申請時提出書類」を申請期間内にご提出ください。

申請書類

(1) 申請時提出書類

- ① 品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書（区指定様式）（オンライン申請の場合不要）
- ② 実施計画書（区指定様式）
- ③ 経費内訳書（区指定様式）（オンライン申請の場合不要）
- ④ 助成対象経費に係る下記書類
（ア）講座・研修受講費用が含まれている場合は、当該講座・研修内容を記したパンフレット等
（イ）コンサルティング費用が含まれている場合は、当該コンサルティング契約書
※（ア）、（イ）コピー可能。
- ⑤ 助成対象経費の支払および支払日を証する請求書、領収書等の書類（写し）
- ⑥ （法人）履歴事項全部証明書（コピー可）※申込日より3か月以内に発行のものに限る
（個人）開業届（コピー可）
- ⑦ （法人）法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書（コピー可）
（個人）個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（居住地用と事業所用）（コピー可）
- ⑧ 誓約書（オンライン申請の場合不要）
- ⑨ ISO 認証取得経費助成提出書類チェックシート（オンライン申請の場合不要）
- ⑩ 申請者（担当者で可）の名刺（オンライン申請の場合不要）

※④⑤について、支払時期等の事由により申請時にご提出ができない場合でも、見積書等の経費算出の根拠書類は別途必要になります。

なお、申請時にご提出できなくても実績報告時にはご提出いただく必要があります。

(2) 区指定様式の入手について

下記URL「品川区中小企業支援サイト」よりダウンロードしてください。

https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu_2/814.html

注意事項

本紙記載の内容は事業の概要のため、詳細はホームページに掲載の募集要項を必ずご覧ください。

【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL 03-5498-6340

FAX 03-5498-6338